

# YOKOGAWA コーポレートガバナンス・ガイドライン

## 第1章 総則

### 1. 目的と基本的な考え方

横河電機グループ（以下「当社グループ」といいます）は、グループ全体に適用される企業理念と YOKOGAWA グループ行動規範（以下「行動規範」といいます）を定め、すべてのステークホルダーとの適切な関係を保ち、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めます。また、「企業は社会の公器である」との考えのもと、健全で持続的な成長により、株主、お客様、取引先、社会、社員等すべてのステークホルダーからの信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置付けます。

当社グループは、企業価値の最大化を実現するためには、コンプライアンスの徹底、リスクの適切な管理、株主をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話のための情報開示等が重要と考えます。

当社グループは、こうした考え方からコーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組む基本方針として「YOKOGAWA コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます）を制定します。

### 2. 制定・改定・廃止

本ガイドラインの制定・改定・廃止は、横河電機（以下「当社」といいます）取締役会決議により行います。

## 第2章 コーポレートガバナンス体制

### 1. 機関設計

- ① 当社は、監査役会設置会社制度のもと、取締役の職務執行に対する監督機能を担う取締役会および取締役会に対する監査機能を担う監査役会には、経営陣から独立した独立社外取締役および独立社外監査役を招聘することによりその機能を充実させるとともに、取締役の指名および報酬の決定に関して意見を取締役会に答申する「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」を任意の諮問機関として設置し、取締役会および監査役会の機能を支援することにより、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ります。また、独立社外監査役を含む監査役は、取締役の職務執行の適法性、合理性、意思決定プロセスの妥当性等を厳正に監査し、経営に対する監査機能の充実を図ります。
- ② 当社は「社外役員の独立性に関する基準」を策定し、これを開示します。

### 2. 取締役会

#### （1）取締役会の構成

- ① 取締役の人数は定款の定めにより 15 名以下とし、そのうち 1/3 以上は、独立社外取締役とします。また、株主の信任に裏付けられた経営を実践するため、取締役の任期を 1

年とします。

- ② 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成します。

## (2) 取締役会の役割・責務

取締役会は、株主からの委託を受け、経営に関する意思決定機関として、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。その実現に向け、収益力および資本効率の改善を図り、企業戦略等の大きな方向性を示します。また、取締役および執行役員を含む経営陣による業務執行の監視・監督を行うとともに、取締役の職務執行に関する規定を整備し、業務執行に関する監督責任を負う体制を確立します。

- ① 取締役会における意思決定は、「意思決定管理規程」「取締役会規程」に基づき行われます。独立社外取締役を含む各取締役は、取締役会を構成する取締役として、業務執行に関する監督責任を負います。また、法定事項および当社グループの経営に重大な影響を及ぼす、または当社グループにかかわる重要戦略事項等、上記規程により取締役会が決定すべきこととされている事項以外の当社グループの業務執行における重要案件についての決定は、当社「意思決定管理規程」に基づき、取締役会以外の会議体または執行の責任者に権限委譲します。取締役会は、権限委譲した意思決定の報告を受けることにより、業務執行取締役および執行役員による意思決定ならびに業務執行を監督します。
- ② 取締役会は、「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」の答申内容に基づき、取締役・監査役候補の決定ならびに執行役員および代表取締役社長の決定を行うとともに、取締役および執行役員の報酬算定基準および支給額の決定を行います。
- ③ 取締役会は、適切な統制のもとで迅速な業務執行が行われるようにするため、内部統制システムやリスク管理体制の整備に関する基本方針を定め、当該体制の運用が有効に行われているかどうかを監督するとともに、適切な情報開示に努めます。また、取締役会は、外部会計監査人が株主・投資家に対して監査責任を負っていることを認識し、高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保等、適正な監査の実施に向けて適切な対応を行います。

## (3) 取締役

- ① 取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、行動規範に基づき、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、取締役としての職務を執行します。
- ② 取締役は、取締役会において、それぞれの価値観、倫理観、経験および知見等に基づき、自由闊達で建設的な議論・意見交換に努めます。
- ③ 取締役は、その役割・責務を実効的に果たすために、必要な時間、労力を振り向けるとともに、必要な情報を能動的に入手します。
- ④ 取締役の重要な兼職状況については、これを開示します。
- ⑤ 独立社外取締役

- ・ 独立社外取締役は、その独立性と自らの知見に基づき、取締役会における経営方針や経営改善等の議論に積極的に貢献するとともに、取締役会での意思決定を通じ、経営の監督を行います。

#### (4) 取締役会議長

取締役会議長は、執行と監督の分離を図るため、原則として非業務執行取締役が務めます。取締役会議長は、取締役会が、自由闊達に議論ができ、また、実質的な議論を交わすことができる場になるような議事進行に努めます。

#### (5) 取締役会の評価

取締役会は、毎年、各取締役と監査役の評価に基づき取締役会の強みと実効性をさらに高めるための課題を明らかにし、当該課題に取り組むうえで重視すべき点を明確にするために分析・評価を行い、コーポレートガバナンスの充実に努めるとともに、その結果の概要を適時適切に開示します。なお、当該分析・評価およびそれらによる課題解決の支援を受けるため、第三者評価機関を適宜活用します。

#### (6) 内部統制

取締役会は、法令に基づき、財務報告の信頼性の確保および意思決定の適正性の確保等を含めた「YOKOGAWA グループ内部統制システムに関する基本方針」を定め、その体制構築と運用状況を監督します。

内部統制システムの運用状況については、コンプライアンス、財務報告の適正性、リスクマネジメントの観点から、システムが有効に機能するよう、四半期毎に取締役会に報告します。

### 3. 監査役会

#### (1) 監査役会の構成

- ① 監査役の人数は定款の定めにより5名以下とし、そのうち少なくとも半数以上は、独立社外監査役とします。監査役会はすべての監査役で構成します。監査役会は、その決議によって1名以上の常勤監査役を選定します。
- ② 監査役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成します。特に財務・会計に関しては十分な知見を有する者を監査役として1名以上選任することとしています。

#### (2) 監査役会の役割・責務

監査役会は、株主からの委託を受け、当社グループの持続的成長と会社の健全性を確保するため、独立した客観的な立場において適切な判断、意見表明を行います。

また、監査役会は、法令および「監査役監査基準」「監査役会規則」に基づき、監査に関する重要な事項について各監査役から報告を受け、協議を行い、必要に応じて決議をします。

- ① 監査役会は、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議のうえ、監査役会の監査報告

を作成します。

- ② 監査役会は、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等を決定します。
- ③ 監査役会は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するよう、取締役等に要請します。
- ④ 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要な要請を行う等、代表取締役社長との相互認識を深めるよう努めます。
- ⑤ 監査役は、自らの職務の執行の状況を監査役会に定期かつ随時に報告します。また、監査役会は、必要に応じて、外部会計監査人、取締役、内部監査担当部署等の使用人その他の者に対して報告を求めるものとします。
- ⑥ 監査役会は、外部会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関し、外部会計監査人候補を適切に選定、評価するための基準に基づき、株主総会に提出する議案の決定等を行います。

### (3) 監査役

監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、当社グループの持続的成長と会社の健全性を確保するため、監査役としての職務を執行します。

- ① 監査役は、重点監査項目を定めた年間監査計画に基づき、監査役監査を行います。
- ② 監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席するほか、内部監査担当部署およびコンプライアンス体制を推進する企業倫理担当部署との定例会合を実施し、それぞれの活動状況について情報交換・共有を行い、積極的に提言を行います。また、外部会計監査人とも定例会合を実施し、決算に関する状況等について情報交換を行います。
- ③ 常勤監査役は、その職務で知り得た情報を他の監査役と共有するとともに、独立社外監査役との連携を確保します。
- ④ 監査役の重要な兼職状況については、これを開示します。
- ⑤ 独立社外監査役
  - ・ 独立社外監査役は、その独立性と自らの知見に基づき、取締役、取締役会等に対して適切に意見を述べます。
  - ・ 独立社外監査役は、法令に基づく調査権限を行使するにあたり、積極的に監査環境の整備に努めます。

## 4. 諮問委員会

### (1) 指名諮問委員会

- ① 指名諮問委員会は、取締役候補および監査役候補の指名、代表取締役社長の評価と選定・解職、執行役員を選解任、取締役および監査役の解任提案、ならびに取締役、監査役および執行役員に求める人財像（資質、実績等）等について、当社グループの継続的発展およびコーポレートガバナンス上、すべてのステークホルダーの視点で最適なものとなるよう定められた基準、手続に基づき審議を行い、取締役会に答申します。

- ② 指名諮問委員会は、取締役会が選定した 3 名以上の取締役により構成され、その過半数を独立社外取締役とします。

## (2) 報酬諮問委員会

- ① 報酬諮問委員会は、取締役、執行役員報酬制度と報酬が当社グループの発展のために適切な挑戦を促し、優秀な人材を採用・維持し、すべてのステークホルダーの視点で適切なものとなるよう定められた基準、手続きに基づき審議を行い、取締役会に答申します。
- ② 報酬諮問委員会は、取締役会が選定した 3 名以上の取締役により構成され、その過半数を独立社外取締役とします。
- ③ 取締役、執行役員報酬を決定する方針と手続については、これを開示します。

## 5. 取締役と監査役への支援体制

当社は、取締役会、監査役会における審議の活性化、運営の効率化、円滑化を図るべく、取締役会事務局並びに監査役会事務局を設置するなどの体制整備に努めます。

内部監査担当部署その他執行部署は、取締役および監査役から職務の執行に必要な情報を求められた場合、積極的に提供します。

### (1) 取締役会事務局

- ① 取締役会および各取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員および必要な予算を付与された取締役会室を事務局として設置します。
- ② 取締役会事務局は、取締役会の年間開催スケジュールを事前に確定することおよびテレビ会議・電話会議の体制を整えることによって、取締役・監査役が取締役会に出席しやすい体制を整備します。
- ③ 取締役会事務局は、各取締役・監査役による十分な検討時間を確保するため、取締役会資料は、原則として事前に配付します。また、決議事項のうち特に重要な案件については、取締役会に先立ち事前説明を行うほか、十分な議論の時間を確保できるよう、付議議案のスケジュール調整等を行います。
- ④ 取締役会事務局は、独立社外取締役を含む全取締役が意思決定に必要な情報を随時提供します。また、取締役および監査役から要求がある場合も必要な情報を提供します。

### (2) 監査役会事務局

- ① 監査役会および各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員および必要な予算を付与された監査役室を事務局として設置します。独立社外監査役については同室がその活動を支援します。
- ② 監査役会事務局は、監査役会の年間開催スケジュールを事前に確定することおよびテレビ会議・電話会議の体制を整えることによって、監査役が監査役会に出席しやすい体制を整備します。

## 6. トレーニング方針

当社は、取締役および監査役がその役割・責務を果たすために必要なトレーニングおよび情報提供を適宜実施します。

- ① 取締役または監査役が新たに就任する際は、法律やコーポレートガバナンスに関する専門家による講義や研修を行い、就任後も法改正や経営課題に関する研修を継続的に実施します。
- ② 上記に加えて、独立社外取締役および独立社外監査役が新たに就任する際は、当社の事業内容の説明や主要拠点等の視察を実施します。
- ③ 取締役会は、毎年各事業の責任者より、事業戦略とその進捗状況等について、ヒアリングを実施します。
- ④ 独立社外取締役および独立社外監査役に対し、当社の事業課題等について、適時かつ適宜必要な情報提供を行います。

## 第3章 ステークホルダーとの関係

### 1. 株主との関係

#### (1) 株主総会

当社は、議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応、環境整備を行います。

- ① 株主との建設的な対話の充実、十分な情報提供を行う観点から、より多くの株主が株主総会に出席できるように開催日等を設定するように努めます。
- ② 株主が株主総会議案に対して十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知は株主総会日の3週間前を目途に発送します。また、定時株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、当社ウェブサイト等に当該招集通知を英文翻訳とともに開示します。
- ③ 議決権電子行使プラットフォームを利用するなど、株主総会に出席することが困難な株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境の整備に努めます。
- ④ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が、株主総会で、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合は、その対応等を検討します。

#### (2) 株主の権利の確保

当社は、株主の権利の重要性を踏まえ、権利行使等において、どの株主に対しても実質的な平等性が確保されるよう努めると共に、株主間で情報格差が生じないよう適時かつ適宜に情報開示を行います。

また、議決権行使の結果、反対票が一定数を超える場合は、取締役会はその要因分析を行い株主との対話等の要否について検討します。

### (3) 株主との対話

当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても株主との建設的な対話に努めます。

### (4) 資本政策の基本方針

当社は長期的な企業価値の向上を目的として、経営環境の変化など企業を取り巻く経営リスク全般に対して耐久力のある自己資本水準を維持し、財務の安全性を適切に保ちながら、最適資本構成を図ります。

### (5) 政策保有株式に関する方針

当社グループは、企業価値の維持・向上に資すると判断した場合に限り、政策的に株式を保有します。すべての政策保有株式については、毎年取締役会において、中長期的な観点からその保有目的、経済合理性等について個別銘柄毎に検証を行い、妥当性を判断します。

検証の結果、保有の妥当性が認められなくなったと判断した政策保有株式については売却を行い、縮減を図ります。

また、政策保有株式の議決権行使については、当社及び投資先の中長期的な企業価値向上の観点から、十分に検討したうえで判断します。

### (6) 買収防衛策

買収防衛策は、現在は導入していません。なお、今後買収防衛策の導入が必要になった場合は、取締役会・監査役会は、その必要性・合理性等を十分に検討し、株主総会に提案します。

また、取締役会は、当社株式が公開買付等に付された場合、以下の対応を行います。

- ・ 公開買付者等に対し、大規模買付行為の是非を株主が適切に判断するための必要かつ十分な情報の開示を求めます。
- ・ 公開買付等に対する取締役会の意見等を開示するとともに、株主の検討に必要な時間の確保に努める等、適切な措置を講じます。

### (7) 関連当事者との取引

当社と当社取締役、監査役およびその近親者ならびに主要株主等との取引（以下「関連当事者間の取引」といいます）については、取引の有無に関する調査を定期的に行い、取締役会に報告します。また、関連当事者間の取引については、会社法および金融商品取引法等、各種法令、規則に従い、取締役会で決議のうえ開示します。

## 2. お客様との関係

当社グループは、創業以来「品質第一」をお客様満足の基本とし、徹底した品質マネジメントを実行し、世界同一品質を目指して取り組みます。

また、常にお客様の声に耳を傾け、質の高い製品・ソリューションを提供し、お客様とともに

課題解決と価値の実現を目指します。

当社グループ各社では、Eメールによる調査、訪問面談、アンケート郵送、製品セミナーでの対話、サービスの総合窓口であるグローバルレスポンスセンターなどを通じてお客様の意見や要望を把握し、より満足いただける製品やサービスの提供に努めます。

### 3. 取引先との関係

当社グループは、お客様と取引先との関わりを含む業務プロセス全般について、当社グループ内部統制の一環として管理体制を整えます。

購買プロセスに関しては、企業理念や行動規範に基づいた「グループ調達プロセス管理規程」を定め、公平で公正な取引の実施を定めます。事業を行う国と地域の法令を遵守した取引を行い、環境保全に配慮したサプライチェーンの展開に注力し、また、人権の尊重と紛争鉱物問題へも取り組みます。

また、「YOKOGAWA グループサプライチェーン CSR ガイドライン」を作成し、国内外の取引先に公開するとともに、日常業務の指針として購買基本方針を定めます。

### 4. 社会との関係

「企業は社会の公器である」という考えのもと、事業を通じて社会的課題解決、特にサステナビリティの実現に貢献していくことが当社グループの使命であるととらえます。

当社グループは、地球環境保全を経営における重要な課題と位置づけ、環境経営を推進します。環境調和型製品の開発やお客様の事業活動における環境負荷を分析・改善する環境ソリューションの提供などによってお客様の環境経営を支援するとともに、当社グループの事業領域においても、環境負荷の低減に積極的に取り組みます。

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当・不法な要求に対しては毅然とした態度で臨み、関係を一切もたないことを基本方針とします。反社会的勢力がかかわりを持ってきた場合には、組織を挙げて対応し、社会の秩序・安全の維持に貢献します。

さらに、当社グループとして社会貢献活動に取り組むとともに、社員個々人が社会貢献活動に自主的に取り組みやすい環境作りに努めます。

### 5. 社員との関係

当社グループでは、「社員はもっとも大切な財産である」「社員が成長することは会社が成長する事」という考えのもと、長期的な人材育成に力を入れ、さまざまなキャリア開発の機会を提供します。また、より働きやすい職場環境をめざし、様々な制度を整えて社員を支援します。

① 人権の国際基準を順守し、社員の業務遂行に際し地域的・文化的な違いに配慮するとともに、人種・国籍・性別・宗教・年齢・障害の有無などによる差別を行わないことを「YOKOGAWA グループ コンプライアンスガイドライン」に定め、グループ全体に徹底します。

② グローバルに事業を展開するなかで、多様な人材が活躍し続けることは、当社グループの



さらなる成長に向けた必須条件でもあります。海外の当社グループのみならず、日本でも多様な人種・国籍の人財の活躍を推進します。

人財の多様性を積極的に生かすための制度づくりや社員の意識改革、行動変革にも取り組みます。これにより、新たな価値創造を含めたグローバルビジネス競争力を一層強化します。

- ③ 当社グループでは、コンプライアンスの基本原則を行動規範として定め、取締役は率先して企業倫理の遵守と浸透にあたります。また、グループ全体のコンプライアンス意識の浸透・定着に向けた推進活動として、毎年全社員を対象に、コンプライアンス研修やコンプライアンスに関する意識サーベイ等を実施します。これらの活動状況およびその成果等について、取締役会に報告します。
- ④ コンプライアンスに関わる問題点を早期に発見し、未然に防止するための通報・相談窓口を設置します。また、経営陣から独立した外部の通報・相談窓口も設置します。この窓口当社取締役および執行役員に関する通報・相談があった場合は、担当の弁護士から直接当社監査役に伝達する仕組みを整えます。  
なお、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律については、「内部通報・相談規則」に規定し、その徹底に努めます。

## 第4章 情報開示とコミュニケーション

### 1. 情報開示

当社グループは、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話を重視し、ディスクロージャーポリシーに基づき、財務情報だけでなく非財務情報についても、法令等に基づく開示を適切に行うとともに、法令等に基づく開示以外の情報提供にも積極的に取り組みます。

- ① 金融商品取引法、その他の法令および東京証券取引所の定める適時開示規則に従い情報開示を行います。またこれら以外に、投資家の投資判断に影響を与えると思われる情報についても積極的に開示を行います。
- ② 海外投資家への情報提供のため、株主総会招集通知、YOKOGAWA レポート等の各種開示資料は、英語での提供も行います。また、当社ウェブサイトにおいても各種情報を英語で公開します。

### 2. 株主等ステークホルダーとのコミュニケーション

当社グループは、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話に努めます。取締役会は、株主との建設的対話を促進するための体制整備・取り組みに関して方針を策定し開示します。

(附則)

本ガイドラインは、2018年11月6日より実施します。

以上

## 第1章 YOKOGAWA グループの基本方針

### 1. 企業理念の実現

私たちは、「YOKOGAWA は計測と制御と情報をテーマにより豊かな人間社会の実現に貢献する YOKOGAWA 人は良き市民であり勇気をもった開拓者であれ」という企業理念に基づいて行動します。

### 2. 法令の遵守と社会との協調

- ・ 私たちは、それぞれの国や地域の法令を遵守するとともに、社会規範や国際的な行動指針を尊重し、高い倫理観をもって行動します。
- ・ 私たちは、それぞれの国や地域の文化や慣習を尊重します。

### 3. 人権の尊重

- ・ 私たちは、国際的に求められている人権を理解し、あらゆる人の尊厳と人権を尊重します。
- ・ 私たちは、事業活動を通じて人権侵害を引き起こしたり助長したりすることのないように取り組み、そのような状況を発見した場合には速やかに対処します。

### 4. 公正な事業慣行

- ・ 私たちは、贈収賄や利益供与などあらゆる形態の腐敗には関与せず、公正で誠実に事業活動を行うとともに、すべてのステークホルダーとも健全な関係を保ちます。
- ・ 私たちは、不当・不法な要求には毅然として対応し、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、犯罪行為を助長するような行為や組織とはかかわり合いをもちません。

### 5. 社会・環境への貢献

- ・ 私たちは、社会的に有用で安全な製品やサービスを開発・提供し、お客様の課題の解決を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。
- ・ 私たちは、持続可能な社会の実現に向けた取り組みは人類共通の課題であり、企業の存続に必須の要件と理解し、主体的に行動します。

### 6. ステークホルダーとの信頼関係

私たちは、すべてのステークホルダーに対して適切で公平な情報開示を行うとともに、建設的な対話を通じて、信頼関係を維持・発展させます。

## 第2章 YOKOGAWA グループの行動規準

### 1. お客様との関係

- ・ 安全、高品質な製品・サービスの提供

私たちは、安全で高品質な製品やサービスを提供することで、お客様の課題解決に貢献し、長期的なパートナーシップを築き、ともに成長していくことを目指します。

- ・ 適切な情報の提供

私たちは、お客様に製品やサービスを安全に、満足して使用いただくために、必要な情報を、正確に、適切な方法で提供します。

- ・ お客様との接待・贈答

私たちは、お客様や販売パートナーとの間で、健全な商慣習や社会的、国際的な常識を逸脱するような接待・贈答・金銭の授受は行いません。

### 2. 株主との関係

- ・ 適時・適切な情報開示

私たちは、株主に積極的かつ適時・適切に必要な情報を開示し、市場から信頼される透明性の高い経営を目指します。

- ・ 利益供与の禁止

私たちは、株主の権利行使に関し、一切の利益供与を行うことなく、健全で透明な関係を維持します。

### 3. 会社と社員の関係

- ・ 強制労働・児童労働の禁止

私たちは、世界のいかなる職場においても、強制労働および児童労働を認めません。

- ・ 差別の排除と働きやすい環境作り

私たちは、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、出身国、社会的出自、障害の有無その他の状況に基づく差別を行いません。また、私たちは社員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方の実現に努め、健康と安全に配慮した、より働きやすい職場環境の実現に向けて取り組んでいきます。

- ・ 労働者の権利の尊重

私たちは、法令や労働契約を遵守し、労働組合に参加する自由を含め労働者の権利を尊重します。また、十分なコミュニケーションを通じて労使間の信頼関係の維持・発展に努めます。

- ・ 嫌がらせ（ハラスメント）の禁止

私たちは、お互いを尊重し、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど嫌がらせ行為を許さない企業風土を築きます。

#### 4. 地域や社会との関係

- ・ 地球環境保全

私たちは、環境負荷を低減する製品やサービスを提供し、お客様とともに地球環境保全に取り組めます。また、環境に関する法令を遵守するとともに、あらゆる場面で環境保全に配慮して行動します。

- ・ 地域の発展への貢献

私たちは、良き市民として地域社会と協力関係を築き、地域での雇用などを通じて、事業を展開する国や地域の持続可能な発展に寄与します。

#### 5. 取引先との関係

- ・ 不公正な取引の禁止

私たちは、取引先との信頼関係を基本に公正な取引を行います。取引先に対し、不当な差別や、優位な立場を利用して一方的な条件を押しつけるような行為は一切行いません。

- ・ 取引先との接待・贈答

私たちは、外注先・納入業者などの取引先からの接待・贈答は辞退します。

#### 6. 競争会社との関係

- ・ 公正で自由な市場競争

私たちは、それぞれの国や地域において定められた公正な競争、公正な取引に関する法令を遵守し、カルテルなどの競争制限的合意、不公正な取引方法、不当表示などの違法行為は行わず、公正で自由な競争を推進します。

- ・ 知的財産権の尊重

私たちは、私たちが保有する知的財産権が、他者から不当な侵害を受けることのないよう保護すると同様に、私たちも他者の知的財産権を尊重し、またそれを侵害することのないよう努めます。

#### 7. 政治や行政との関係

- ・ 公務員などへの接待・贈答の禁止

私たちは、政治家や公務員等に対し、贈賄と受け取られるような接待や贈答などの利益の供与は決して行わず、健全で透明な関係を維持します。

- ・ 政治献金の規制

私たちは、政治献金に関する法令を遵守し、法令で許容された範囲を超える寄付や献金などは行いません。

#### 8. 国際取引における遵守事項

- ・ 安全保障貿易管理

私たちは、安全保障貿易管理に関する法令を遵守し、国際的な平和と安全の維持に協力します。法令の定める兵器や兵器の開発に使用または転用のおそれのある場合や、規制

対象の貨物輸出や技術の提供にあたっては、許可申請などの手続きを守り、これに違反する行為は行いません。

- ・ 適正な納税

私たちは、各国税法等を遵守し、適正な価格で製品およびサービスを提供するとともに、不正な租税回避を行わず、国際的に適切な納税を行い、公共財政に貢献します。

## 9. グループ財産の適正な使用と管理

- ・ グループ財産の適正な使用と保全

私たちは、YOKOGAWA グループの有形・無形の資産を事業活動のために適切に使用・保全し、自己または第三者の利益の目的に流用しません。

- ・ 情報セキュリティ管理の徹底

私たちは、業務上知り得た YOKOGAWA グループおよび第三者の秘密情報に関する守秘義務を負っています。在職中のみならず退職後においても、秘密を保持します。

また、情報機器やその他の情報システムの使用・運営にあたっては、セキュリティに関する会社の規程を遵守し、情報の漏洩や毀損の防止に努めます。

- ・ 利益相反行為の禁止

私たちは、自己または第三者の利益を図ることにより、会社の利益を損なうことのないよう、またはそのおそれがないよう行動します。会社の取引および会社の資産の活用は、会社の利益を基準に判断され、実行されるべきものです。

## 10. 経営陣の責任

経営陣は、率先して本行動規範に則り、健全な事業運営を行います。本行動規範に反するような事態が発生した場合には、速やかに是正措置と再発防止に努めるとともに、自らを含め、対象者を厳正に処分します。

【別添：2 社外役員の独立性に関する基準】

当社において独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- ① 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者またはその就任の前10年間においてそうであった者（注1）
- ② 当社の現在の主要株主（議決権割合10%以上）または最近5年間においてそうであった者（注2）
- ③ 当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- ④ 当社グループの主要な取引先（直近事業年度または先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2%を超える支払いをしているもしくは支払いを受けている）の業務執行者
- ⑤ 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者
- ⑥ 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
- ⑦ 当社グループの主要な借入先の業務執行者または最近3年間においてそうであった者（注3）
- ⑧ 当社グループの会計監査人または監査法人等の関係者または最近3年間においてそうであった者（注4）
- ⑨ 上記⑧に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を得ている者
- ⑩ 上記⑧に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%を超える支払いを当社グループから受けた）の関係者（注5）
- ⑪ 上記①から⑩（⑤を除く）の親族（配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の家族）
- ⑫ 独立役員としての通算の在任期間が8年を超える者

注1：業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（本基準において「業務執行者」という）。

注2：当社の現在または最近5年間における主要株主。主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者。

注3：当社グループが借入れを行っている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう）であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関グループ。

注4：当社グループの会計監査人または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者、または最近3年間においてそうであった者（現在退職している者を含む）。

注5：当該ファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。

### 【別添：3 株主および投資家との対話方針】

#### 基本的な考え方

当社は、「行動規範」ならびに「ディスクロージャーポリシー」に則り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため株主および投資家との建設的な対話を推進します。

株主および投資家との対話については IR 担当役員を統括役員とし、対話を補助する部門間で確実な情報共有を行うなど、連携を確保します。

対話の実施には統括役員傘下の IR 担当部署が窓口となり、面談の目的等、必要に応じて取締役等経営陣が対応することを原則とし、速やかに対応します。

対話は、直接面談を最重要視し、当社の理解促進に努めますが、海外株主などの要望に応じ、電話、Eメール等の手段でも対応します。また、対話においてはインサイダー情報の漏洩防止に努めます。

株主等との建設的な対話を促すため、例えば、初めての株主等との面談に関しては、財務情報だけでなく、非財務情報を含めて説明するなど、面談内容の充実に努めるとともに、決算説明会、事業説明会、工場見学会等を通じて、株主・投資家の当社への理解が深まるよう努めます。

統括役員および IR 担当部署は、代表取締役社長と定期的にミーティングを行い、面談内容を必要に応じて、関係部門と共有、取締役会等に報告し、効果的対話の実現に向けた改善活動へつなげます。